議案第124号

佐野市職員の給与に関する条例及び佐野市一般職の任期付職員の採用 及び給与の特例に関する条例の改正について

佐野市職員の給与に関する条例及び佐野市一般職の任期付職員の採用及び 給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和2年11月30日提出

佐野市長 岡 部 正 英

佐野市職員の給与に関する条例及び佐野市一般職の任期付職員の採用 及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(佐野市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 佐野市職員の給与に関する条例(平成17年佐野市条例第52号) の一部を次のように改正する。

第17条の2第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の 125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 佐野市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条の2第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

(佐野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改 正)

第3条 佐野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年佐野市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 佐野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、 「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定

は、令和3年4月1日から施行する。

(佐野市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の 一部改正)

2 佐野市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例 (令和元年佐野市条例第41号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(期末手当に関する特例)

3 第12条第1項の規定により準用する給与条例第17条の2第2項に 規定する期末手当基礎額に乗じる割合の改正(当該会計年度任用職員が 任用された年度内に施行されるものに限る。)があったときは、当分の 間、当該改正による改正後の割合は、当該改正があった日の属する年度 においては適用せず、当該年度においては、なお従前の例による。

理由

職員の令和2年12月以降に支給する期末手当の支給割合を改めるため 関係する条例を改正したいので提案するものです。

議案第124号参考資料

佐野市職員の給与に関する条例の改正案 新旧対照表

(第1条関係)

現	改正案
(期末手当)	(期末手当)
第17条の2 (略)	第17条の2 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130 (行政職給料表の適用を受	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> (行政職給料表の適用を受
ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び医療職給料表の適用を受	ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び医療職給料表の適用を受
ける職員で市長が別に定めるもの(これらの職員のうち、市規則で定めるも	ける職員で市長が別に定めるもの(これらの職員のうち、市規則で定めるも
のを除く。第17条の5第2項において「特定幹部職員」という。)にあって	のを除く。第17条の5第2項において「特定幹部職員」という。)にあって
は100分の110)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるそ	は100分の105)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるそ
の者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗	の者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗
じて得た額とする。	じて得た額とする。
(1)~(4) (略)	(1)~(4) (略)
3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」
とあるのは「100分の72.5」と、「 <u>100分の110</u> 」とあるのは「100分の62.5」	とあるのは「100分の72.5」と、「 <u>100分の105</u> 」とあるのは「100分の62.5」
とする。	とする。
$4\sim6$ (略)	$4\sim6$ (略)

佐野市職員の給与に関する条例の改正案 新旧対照表

(第2条関係)

第1条による改正後	改 正 案
(期末手当)	(期末手当)
第17条の2 (略)	第17条の2 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125 (行政職給料表の適用を受ける職員	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> (行政職給料表の適用を受ける職

でその職務の級が7級以上であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員で市長が別に定めるもの(これらの職員のうち、市規則で定めるものを除く。第17条の5第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては100分の105)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

 $(1)\sim(4)$ (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の62.5」とする。

 $4 \sim 6$ (略)

員でその職務の級が7級以上であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員で市長が別に定めるもの(これらの職員のうち、市規則で定めるものを除く。第17条の5第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては100分の107.5)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

 $(1)\sim(4)$ (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。

 $4 \sim 6$ (略)

佐野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正案 新旧対照表

(第3条関係)

 現
 行
 改 正 案

 (給与条例の適用除外等)
 (給与条例の適用除外等)

 第9条 (略)
 第9条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の2第1項及び第17条の2第2項の規定の適用については、給与条例第16条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員(佐野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年佐野市条例第28号)別表に定める給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。)」と、給与条例第17条の2第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」とする。

2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の2第1項及び第17条の2第2項の規定の適用については、給与条例第16条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員(佐野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年佐野市条例第28号)別表に定める給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。)」と、給与条例第17条の2第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」とする。

佐野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正案 新旧対照表

(第4条関係)

第3条による改正後	改正案
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第9条 (略)	第9条 (略)
2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の2第1項及び第17条の2第2項	2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の2第1項及び第17条の2第2項
の規定の適用については、給与条例第16条の2第1項中「管理職員」とある	の規定の適用については、給与条例第16条の2第1項中「管理職員」とある
のは「管理職員(佐野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する	のは「管理職員(佐野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する
条例(平成17年佐野市条例第28号)別表に定める給料表の適用を受ける職員	条例(平成17年佐野市条例第28号)別表に定める給料表の適用を受ける職員
を含む。次条において同じ。)」と、給与条例第17条の2第2項中「100分の	を含む。次条において同じ。)」と、給与条例第17条の2第2項中「 <u>100分の</u>
<u>125</u> 」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。	<u>127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。

佐野市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の改正案 新旧対照表 (附則第2項関係)

		(142/42/4 - SCRAND)		
	現	行	改正案	
附則			附則	
1・2 (略)			1 • 2 (略)	
			(期末手当に関する特例)	
			3 第12条第1項の規定により準用する給与条例第17条の2第2項に規定する	
			期末手当基礎額に乗じる割合の改正(当該会計年度任用職員が任用された年	
			度内に施行されるものに限る。) があったときは、当分の間、当該改正によ	
			<u>る改正後の割合は、当該改正があった日の属する年度においては適用せず、</u>	
			<u>当該年度においては、なお従前の例による。</u>	